

議案第77号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第20号）の一部を次のように改正する。

前文中「・第27条第2項」を「、第27条第2項」に、「第6項」を「第4項」に改める。

第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「法第22条の2第1項に規定する」を削り、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、休職の処分を受けた職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次項において「会計年度任用職員」という。）を除く。）が第6条の規定による復職の日から起算して1年以内に再び当該休職の処分の事由とされた疾病と明らかに異なると認められない疾病により休職の処分を受けるときのその者の休職の期間は、当該復職の直前の休職の期間（この項の規定により通算された休職の期間を含む。）を通算して3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この場合において、当該復職の直前の休職の期間が更新されている場合にあつては、更新前の休職の開始の日（更新が2回以上されているときは、最初の更新前の休職の開始の日）から休職の期間を通算するものとし、通算した期間が3年に満たない場合においては、休職の期間を通算して3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

第6条第1項中「同条第2項」を「同条第3項」に、「及び第4項」を「、

第2項及び第5項」に、「休職期間中」を「休職の期間中」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の分限に関する条例第4条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに休職の処分を受け、又は新たに休職の期間を更新する処分を受けた者に対して適用する。この場合において、施行日前に受けた休職の処分又は休職の期間を更新する処分による休職の期間は、同項に規定する休職の期間に通算しないものとする。

(説明) 病気休職期間の通算に係る基準を定めるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。